



4月からゴミの出し方が変わります

資源ゴミの袋が1種類に統一

ゴミの分別収集は、山武郡環境衛生事業振興組合によって行なっていますが、来たる4月1日からは「容器包装リサイクル法」の施行に伴い、資源ゴミの収集袋が現行の3種類から1種類に統一され各個人ごとに8種類に分別して出してもらうこととなります。町民の皆さんには、分別の種類が多くなりお手数をおかけいたしますが、ゴミの資源化、資源の有効利用を図るため、一層のご協力をお願いいたします。

4月からの資源ゴミの扱い方

4月から資源ゴミの分別が8種類になります。その内訳は「カン・ビン」、「布」、「雑誌」、「新聞」、「ペットボトル」、「紙パック」、「白色トレイ」、「段ボール」です。

- ◆ 新しい『資源ゴミ専用収集袋』には、種類別の表示(カン・ビン等)が無く、1種類の袋に統一されます。
- ◆ 8種類の資源ゴミは、それぞれに分別し『資源ゴミ専用収集袋』に入れて出してください。(他のゴミが混入していると収集できません。)
- ◆ 新しい『資源ゴミ専用収集袋』は、従来どおり役場住民課及び指定販売店で販売します。
- ◆ 袋の価格は、今までどおり1枚20円です。

資源ゴミは8種類に分別 —資源ゴミの出し方—

【カン・びん】

- ①カン・ビンは同じ袋に入れて出す。
- ②中身は必ず処分してから出す。
- ③飲料用のものに限る。(飲料用以外のものは“不燃ゴミ専用収集袋”へ)
- ④ビンのキャップは、必ずはずす。(金属製のものは“不燃ゴミ”、プラスチック製のものは“可燃ゴミ”専用収集袋へ)

【ペットボトル】

- ①本体やラベルにペットの材質表示があるもので「飲料用」、「酒類用」、「しょう油用」のものに限る。(これ以外のもは“可燃ゴミ”専用収集袋へ)
- ②中身を必ず処分して出す。
- ③つぶさないこと。
- ④キャップは、必ずはずす。(金属製のものは“不燃ゴミ”、プラスチック製のものは“可燃ゴミ”専用収集袋へ)

【布】

・濡らさないこと。

【白色トレイ】

- ①白色の発泡スチロール製の「食用トレイ」に限る。
- ②水洗いし、よく乾かして出す。

【雑誌】

・濡らさないこと。

【段ボール】

- ①濡らさないこと。
- ②小さく切って袋に入れて出す。(袋に入らない場合は、組合に電話連絡のうえ直接持ち込む)
- ③ロウびきなどのコーティングがしてあるものは“可燃ゴミ”専用収集袋に入れて出す。

【新聞】

・濡らさないこと。

【紙パック】

- ①水洗いし、広げて乾かしてから出す。
- ②飲料のものに限る。(飲料用以外のものや内側にアルミ箔が貼ってあるものは“可燃ゴミ”専用袋へ)

※ 詳しくは、山武郡環境衛生事業振興組合 (☎ 86-3516) もしくは、役場住民課環境衛生係 (☎ 82-8815) へお問合せください。